

令和 3 年第 3 回
美唄市議会定例会会議録
令和 3 年 9 月 29 日（水曜日）
午前 10 時 00 分 開会

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 委員長報告
 - 1 議案第 35 号 美唄市学校給食費の管理に関する条例制定の件（総務・文教）
 - 2 議案第 36 号 美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例改正の件（産業・厚生）
 - 3 議案第 37 号 令和 3 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）（予算審査特別）
 - 4 議案第 38 号 令和 3 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）
 - 5 議案第 39 号 令和 3 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）
 - 6 認定第 1 号 令和 2 年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
 - 7 認定第 2 号 令和 2 年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
 - 8 認定第 3 号 令和 2 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
 - 9 認定第 4 号 令和 2 年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
 - 10 認定第 5 号 令和 2 年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）

- 別)
- 11 認定第 6 号 令和 2 年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 12 認定第 7 号 美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件（決算審査特別）
- 13 認定第 8 号 令和 2 年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 14 認定第 9 号 令和 2 年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 15 認定第 10 号 令和 2 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第 3 意見書案第 8 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第 4 意見書案第 9 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 5 意見書案第 10 号 義務教育費国庫負担制度の拡充など教育予算の充実を求める意見書
- 第 6 意見書案第 11 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書
- 第 7 議案第 40 号 令和 3 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）

◎出席議員（14 名）

議 長	金 子 義 彦 君
副議長	桜 井 龍 雄 君
1 番	森 明 人 君

2番	伊藤真久君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	本郷幸治君
6番	山崎一広君
7番	川上美樹君
8番	楠徹也君
9番	松山教宗君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市	長	板東知文君
副市	長	市川厚記君
総務部	長	猪谷憲恭君
市民部	長	松田公史君
保健福祉部	長	高橋英雄君
経済部	長	土屋貴久君
都市整備部	長	米澤勝君
市立美唄病院事務局	長	今澤清隆君
消防	長	相馬一司君
総務部総務課	長	平野太一君
総務部総務課	補佐	高橋修也君

教育委員会	教育長	天野政俊君
教育委員会	教育部長	阿部良雄君

選挙管理委員会	委員長	中田礼治君
選挙管理委員会	事務局長	日下聡君

農業委員会	会長	今田邦彦君
農業委員会	事務局長	水上洋輔君

監査委員	西尾正君
監査事務局	長 橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局	長 村谷昌春君
次	長 門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 本郷幸治議員

6番 山崎一広議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第35号美唄市学校給食費の管理に関する条例制定の件ないし順序15、認定第10号令和2年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上15件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。まず、議案第35号について、山崎総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長山崎一広君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第35号美唄市学校給食費の管理に関する条例制定の件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月14日、委員会を招集して、審査いたしました。議案第35号に

に対する質疑・答弁について申し上げます。

学校給食費の徴収方法の未納への対応、食材調達の方法について、との質疑に対し、徴収方法については、現在、当該年度分を学校で対応し、過年度分については学校給食センターで対応しているが、公会計化となると、全て学校給食センターで対応することになる。未納の対応と食材調達の方法については今まで通りとなっている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に議案第36号について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第36号美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月14日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第36号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

条例改正の新旧対照表を見ると、給水人口についてはかなり以前の数値となっていると思うが、この時期に条例改正を行うに至った理由について、また、美唄川の水利権者はどこになるのか、との質疑に対し、石狩川水系美唄川の美唄ダム水利権は10年ごとの更新となっており、これまでは水量の変更がなかったが、今年3月に新桂沢浄水場の稼働に伴い

1日最大取水量及び最大受水量が減少になったことから給水人口等が変更になったため、今回の条例改正に至った。

また、水利権者については、美唄川が河川法で一級河川となっていることから許可権者は国となっている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第37号ないし議案第39号の以上3件について、楠予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長楠徹也君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第37号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第5号）、議案第38号令和3年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）及び議案第39号令和3年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月15日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第37号の質疑、答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「基金積立金」について、昨年は10億8,000万円のふるさと納税があったが、このうち「地域医療を支援する」と申し出があった、ふるさと納税の寄附金額はいくらだったのか、また、今回補正する2億4,000万円については「地域医療を支援する」と申し出があった部分だけでなく、「まちづくり全般に使って欲しい」と申し出があった部分も含まれると思う

が、その全てがふるさと納税の寄附金でまかなえるのか、との質疑に対し、昨年は「地域医療に応援します」と申し出があった寄附金の額については、約4,800万円となっており、今回補正する2億4,000万円については、美唄市では今年度よりふるさと納税の寄附目的を「広くまちづくりを応援」と「その他」としたこと、ふるさと納税増収分として見込んだ6億円の金額から、必要経費の6割を除いた2億4,000万円を基金に積み立てることとしたことから、全てふるさと納税寄附金で賄うことができる、との答弁がありました。

次に、「地域福祉会館管理運営事業」について、指定管理委託料の追加支給を、一律10万円とした根拠は何か、との質疑に対し、各地域福祉会館に対して、収入状況等を報告いただいたところ、平均して昨年度より62パーセント程度減少している状況であったことから、現在の1館あたりの約20万円程度の指定管理料の半額に相当する額として10万円とした、との答弁がありました。

次に、「特産品情報発信促進事業」について、ふるさと納税にかかる返礼品については、寄附金額の30パーセントまでと決まっているが、それ以外の経費について、国が定める基準があるのか、との質疑に対し、返礼品に加え、返礼品の送料やサイト利用料、手数料等を含めた経費については、ふるさと納税寄附額の50パーセント以内となるよう国の基準で定められている、との答弁がありました。

なお、議案第38号及び議案第39号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第37号ないし議案第39号の以上3件については、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、松山決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長松山教宗君（登壇） ただいま議題となりました、認定第1号令和2年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号令和2年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和2年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和2年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号令和2年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第6号令和2年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号令和2年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第8号令和2年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号令和2年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び、認定第10号令和2年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月16日及び9月17日、9月21日及び9月22日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。その後、認定第1号令和2年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。以下、その主なものについて申し上げます。

初めに第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「移住・定住促進事業」について、事業の実施にあたって、今までの条件を緩和することにより、移住者を増やすべきと考えるが、令和2年度ではどのような内容で事業を実施し、助成金額と移住者数についてはどのようなになっているのか、との質疑に対し、新築住宅と中古住宅に対する助成については、新築住宅については、3件で350万円の助成を行い、定住者は8名、中古住宅については令和2年度より市内の方も利用できるよう条件を緩和したことにより、4件で192万6,000円、移住者については2名となり、住宅に関する助成に対する移住者は10名となっている。

その他、住宅に関する助成の他に、通勤費助成が101万4,000円で新規申込者が5名、市所有分譲地購入助成が2団地で3件、618万1,000円となっており、移住者については8名となっている、との答弁がありました。

次に、第3款民生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「家庭児童相談事業」について、決算報告書の利用状況で養護相談が132件となっているが、その内虐待に対する相談件数は何件になるのか、またその内訳について、との質疑に対し、養護相談の132件中、虐待の相談件数は79件となっており、その内訳としては、身体的虐待が3件、心理的虐待が40件、ネグレクトが36件となっている、との答弁がありました。

次に、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「宮島沼自然環境保全基礎調査事業」について、マガンの分布状況については、近年は宮島沼周辺だけではなく、北村や奈井江方面等、広範囲に飛来しているように見えるが、それらの地域における小麦食害の状況については把握しているのか、また、小麦食害対策として、従来から取り組んでいるポールによる追い払いは最近では効き目がなくなっていると思う、もっと進んだ取組について研究してほしいと考えるがその見解について、との質疑に対し、宮島沼をねぐらとしているマガンについては美唄市内の他に、岩見沢市北村や月形町、浦臼町などで餌を摂っており、それらの地域でも小麦食害が一部発生していることから、現在、関係者からの情報収集を行っている。また、小麦食害対策については従前からのポールや爆音機による追い払いでは、マガンの慣れが進行しており、効き目がなくなっているのを把握しており、代替え採食地を設置するほか、効果的な方法について情報収集を行っており、テグスを利用した方法など、効果がありそうな方法もあることから、今年の冬に勉強会を開催し、情報交換を行いながら、良い提案ができるよう取り組んでいく、との答弁がありました。

次に、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「環境保全型農業直接支援対策事業」について、この事業の目的と取り組み内容についてとの質疑に対し、地球温暖化や生物多様性保全に貢献するため、環境保全の効果の高い営農活動の普及促進を目的として、作物の化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減するなどの取組を行った農業者に対して交付金を支

払う制度となっており、本市では「カバークロップ」「冬期湛水」「フェロモントラップ」といった取組を行っている、との答弁がありました。

次に、第7款商工費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

地域おこし協力隊について、本市で地域おこし協力隊として活動していただいている方々に対する国からの財政措置についてはいくらくらいになるのか。また、財政措置された金額のうち、企画した事業に対して使える金額はいくらくらいになるのか、との質疑に対し、地域おこし協力隊推進要綱による活動に要する経費として、報償費として年間240万円、活動に要する経費として200万円が財政措置されているところであり、活動に要する経費から社会保険料や住宅賃貸借料、公用車の借り上げなど共通必要経費の約80万円を除いた部分について、各隊員の事業活動計画に基づき協議のうえ支出している、との答弁がありました。

次に、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「市営住宅維持管理事業」について、事業実施に伴う財源として約3,500万円が「その他特定財源」となっているが、これは市営住宅の使用料だと思うが、その内市営住宅の修繕費用に充てているのはどのくらいなのか、また、入居者の要望等には十分応えているのかとの質疑に対し、住宅使用料のうち修繕等に要する費用の割合については、一概に決まったものはないが、令和2年度では事業費の約55%の2,000万円を修繕費として支出している、修繕の対応にあたっては、電話相談や苦

情の電話を受け、専任の職員が対応しており、基本的にはもれなく対応している、との答弁がありました。

次に、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「放課後児童対策事業」について、放課後児童施設については、学校が終わってから夕方近くまで子供たちが学んだり遊んだりと有意義に利用されていると思うが、現在のコロナ禍の状況下にあって、感染対策として学校と同等、あるいはそれ以上の対策が必要だと考えるが、ウイルス感染症対策として、どのような対策を行っているか、との質疑に対し、放課後児童施設についての感染対策として、手指消毒や定期的な換気、おやつの黙食、手洗い場やトイレの改修などを行っており、対応については学校と変わらない対応をとっている、との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費ないし第15款予備費にかかる質疑・答弁について申し上げます。

職員費について、職員費の諸費の備考欄に会計年度任用職員給与費が記載されているが、会計年度任用職員については、新たな制度であると思うが、フルタイム任用職員とパートタイム任用職員について、以前までの嘱託職員と臨時職員からの推移についてはどうなっているのか、また、フルタイムの会計年度任用職員の平均年収はいくらくらいになるのか、との質疑に対し、令和元年度の嘱託職員数123名に対して、令和2年度の会計年度任用職員が152人となっており、同様に令和元年度の臨時職員数189名に対して令和2年度のパートタイム会計年度任用職員が142名で、令和元年度の嘱託職員数と臨時職員数の合計が312名に対

して令和2年度では294名となっている。年収については、一般的な事務補助職員で約198万円となっている、との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

コロナの影響により生活が困窮された方や事業主の方々に対する税の減免や納税猶予はどれくらいあったのか、また税外収入についても同様に減免や徴収猶予はあったのか、との質疑に対し、納税猶予に関しては、コロナによる納税猶予特例が令和2年4月に税制改正により新設されたことにより、市税では16件で1,513万3,300円となっており、減免については国民健康保険税で行っており、申請件数が20件で475万7,400円となっている、また税以外では後期高齢者と介護保険でコロナによる減免を行っており、後期高齢者は2件で65万7,400円、介護保険は16件で123万9,100円となっている、との答弁がありました。

次に、認定第3号令和2年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

国民健康保険加入者のうち、給与所得者については、本来であれば被用者保険に加入すべきものと思うが、これらの方々が国保に加入している実情について、との質疑に対し、国保に加入している給与所得者の方々については、保険税を算定する際に軽減措置となっている方が数多くいることから、比較的所得の少ない社会保障や社会保険を付けてもらえないような、非正規社員やパート職員の方となっていると考える、との質疑がありました。

次に、認定第8号令和2年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁の

うち、主なものについて申し上げます。

病院事業会計について、事業報告書を見ると不良債務が発生していないことから、病院事業の経営改善が進んでいるように見えるが、病院当局として課題等をどのように捉えているのか、との質疑に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う環境整備等を行ったことにより、医業費用が前年より増加し、そのことに伴い、患者一人当たりの費用が増加している。また、患者数についても、コロナ禍の影響に加え、年度途中で内科医の退職があったことから減少となり、医業収益で約1億8,000万円の減額となっている現状である。今年度においても新型コロナウイルス感染症の影響と、内科医の補充ができていないことから、大変厳しい経営状況になっているものと分析している、との答弁がありました。

次に、認定第9号令和2年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

水道事業について、水道料金を滞納した場合、給水停止を行う事になると思うが、昨年度にそのような事例はあったのか。また、給水停止を行う場合、どのような手順で行うのか、との質疑に対し、水道料金の滞納による給水停止については、令和2年度においては、通知件数386件に対して86件に実際に給水停止を行ったところである。

給水停止を行うにあたっては、平成28年度に「滞納整理要綱」を作成し、その要綱に則って、督促、早期納入通知、給水停止予告等の通知を送付しており、それらの通知をしても連絡等をいただけない場合においては、最終的に給水停止の措置を行っている。ただし、

多くの方は給水停止を行った当日か数日中に連絡をいただき、料金の支払いや納入相談をしていただくことにより給水停止は解除している、との答弁がありました。

次に、総括質疑にかかる質疑・答弁について申し上げます。

決算については認定議決の対象であることから、予算がどのように使われてどのような成果があったのかを市民の皆さんに代わって審査をする役割であることから、現状の決算書について、予算と決算の対比が容易に行えるよう、決算書や決算資料の改善をする必要があると考える、との質疑に対し、まちづくり基本条例において、「決算等の資料の作成にあたっては市民や市議会がその施策の評価をするのに役立つようなものになるよう努める」と規定していることから、条例の趣旨に基づき、各事業の予算決算の対比、主要施策の目標に対する成果の説明など、他市の状況や先進事例を参考にしながら、令和3年度決算に向けて、充実改善に取り組んでいく、との答弁がありました。

なお、認定第2号、認定第4号ないし認定第7号、認定第10号及び書面審査に関して、質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号ないし認定第10号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第35号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、**議案第35号美唄市学校給食費の管理に関する条例制定の件**は、委員長報告のとおり、**決定**されました。

これより、議案第36号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第36号美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第37号ないし議案第39号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第37号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第5号）ないし議案第39号令和3年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第1号ないし認定第10号の
以上10件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第1号令和2年度美唄市一般会計決算認定の件ないし認定第10号令和2年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●次に日程の第3、意見書案第8号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」ないし日程の第6、意見書案第11号「コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農畜産物被害対策を求める意見書」の以上4件を一括

議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。はじめに、意見書案第8号ないし意見書案第10号について、1番森明人議員。

●1番森明人議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第8号ないし意見書案第10号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し
地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準

を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

北海道美唄市議会

国土強靱化に資する道路の 整備等に関する意見書

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月29日

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。また、近年においても、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化などの様々な課題を抱えています。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要であります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5カ年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地

域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月29日

北海道美唄市議会

義務教育費国庫負担制度の拡充など 教育予算の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。教育の機会均等を確保するためにも、この制度を堅持し、国の負担率を現行の1/3から1/2に復元することが必要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化の解消は不可欠です。

文科省の調査では、小・中学校の要保護・準要保護率は、全国平均で7人に1人、美唄市においては5人に1人の割合となっており、保護者の経済状況は、依然として厳しい実態にあります。

さらに、経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡充させる必要があります。

このため、国においては、義務教育費の完全無償化、義務教育費国庫負担制度の拡充など、以下の項目について実現することを強く要望します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等を担保するため、義務教育費を完全無償化するよう取り組むとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、その負担率を1/2に復元すること。

2. 地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員の定数改善のため必要な予算の確保・拡充を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消に向け取り組むとともに、就学援助制度・奨学金制度の充実に向け、予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見

書を提出します。

令和3年9月29日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に意見書案第11号について、12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第11号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める
意見書

新型コロナウイルスにおいては、昨年から感染拡大が収まらず、未だに世界全体に経済の低迷を招いており、国内では8月27日から21都道府県に「緊急事態宣言」が拡大され、「まん延防止等重点措置」も12県となり、さらに北海道は9月30日までの延長となるなどいまだ危機的な状況にあります。

この影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を

招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうしたもと、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれています。また、野菜においては、収穫時期を迎え高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗において灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど大きな影響が出ています。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されています。

一方、水稻においては豊作基調にあります。が、高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されています。

本市においては、水稻農家が大半を占め、その農家経営への影響は甚大なものと推測され、市内経済への影響も大きいものと考えます。

については、次年度に向けて営農継続が図られますよう、下記の内容を要望致します。

記

1. コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により「緊急事態宣言」が21都道府県に拡大さ

れ、北海道でも3度目の「緊急事態宣言」の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

併せて、米の需要減少などコロナ禍の影響で2020年度の食料自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立って国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性ある米の需給調整対策を講ずること。

2. 高温・干ばつによる農作物の被害対策について

1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化
高温・干ばつの影響で農産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。

2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保

種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴しょについては、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化

高温・干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生

乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

4) 灌漑システムの整備、散水・灌水資材などへの支援

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地への灌漑対策を求める声が高まっており、灌漑システムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機や灌水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月29日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書第8号ないし意見書案第11号の以上4件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」ないし意見書案第11号「コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書」の以上4件は、原案のとおり可決されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、議案第40号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました、議案第40号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第6号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ2,500万円を増額補正し、補正後の予算総額を175億652万9,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、商工費に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国の地方創生臨時交付金の事業者支援分の追加交付により、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置による影響が及んでいる事業者を支援するため、「美唄経営支援金事業」を計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金及び繰入金を増額補正し、財源対応いたしました。よろしく、ご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由のありました、議案第40号については、大綱質疑のとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第40号について大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、大綱質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第40号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1号の規定により、

森明人議員、伊藤真久議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
本郷幸治議員、山崎一広議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員

の以上13人の議員を指名いたします。

この際、予算審査特別委員会を開催のため、休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午後 2 時 25 分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会に付託されていきました、議案第40号「令和3年度美唄市一般会計補正予算（第6号）」について、委員長報告を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより、委員長報告に入ります。

議案第40号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第6号）について、議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。
議案第40号について、川上予算審査特別委員長（登壇）

●予算審査特別委員会委員長川上美樹君（登壇） ただいま議題となりました、議案第40号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月29日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第40号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「びばい経営支援金事業」について、経営支援金について、企業、個人に対して一律支

給するのではなく、事業規模に応じて支援することはできなかったのか、との質疑に対し、この度の経営支援金については、商工会議所などからいただいた要望を受け、市としても、商工会議所や金融機関を交えて様々検討をしたところであるが、今回に国からの配分額については、業種を絞ったものではなく、飲食業や観光関係、交通関係等、全業種を対象としていることから、事業規模に応じた支給を行うためには何らかの根拠を持った中で実施する必要がある、そのためには更なる検討が必要であることから、今回の支援金事業の実施にあたっては、国や道の支援の内容を参考にして、それらの支援に上乘せする形で事業を実施することとしたとの答弁がありました。

結果といたしまして、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第40号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第6号）**は、委員長報告のと

おり**決定**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和3年第3号美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後 2 時 3 0 分 閉会

